

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

N o	質問日	公表日	質問事項	回答
1	6/5	6/6	次の場合に、契約開始前または契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。 ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要がある生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合	仕様書第3項及び契約約款第12条に基づき協議に応じます。ただし、協議については契約日以降に行うものとします。
2	6/5	6/6	契約書（案）第11条第2項において、電気料金の具体的な算定内容（端数処理含む）の規定中「一般送配電事業者」とあるが、「みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）」と読み替えてよろしいか確認したい。	契約約款第11条第2項第2号の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関するものであり、読み替えを行うことはできません。しかしながら、電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第3項のとおり、「みなし小売電気事業者」が定める供給約款によるものと定めております。
3	6/5	6/6	契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。	契約約款第7条第3項に基づき、協議いたします。
4	6/5	6/6	弊社は「延滞利息制度」を導入しており、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10％の割合（1日あたり約0.03％）で算定した延滞利息をお支払いして頂く制度に応じて頂けるか。 なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定してえた金額となる。	契約約款第11条第6項及び第8項の規定のとおりいたします。